

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

事業名：国道41号高山地区電線共同溝PFI事業

国道41号高山地区電線共同溝PFI事業 実施方針等に関する質問回答

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答
1	実施方針	1	第1	1	(2) 事業の対象となる公共施設等の種類	事業の対象となる公共施設等の種類として「道路、道路付属物」と記載されておりますが、既存する植樹帯、花壇、樹木類も本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	実施方針	1	第1	1	(2) 事業の対象となる公共施設等の種類	民地折衝、調整、補償対応も、本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。 また、詳細な条件も提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	民地折衝や補償対応は本事業に含まれません。 詳細な条件は、要求水準書第1.6事業の概要のとおりです。
3	実施方針	3	第1	1	(5) 特定事業の概要	③「下り線（西側）の電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）の維持管理業務については別途工事の完成後、引渡時期が明確になった段階で指示する」とありますが、指示を受けた段階で契約変更するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	実施方針	3	第1	1	(5) 特定事業の概要	連系管・引き込み管及び連系設備は委託発注者立合いのもと各電線管理者で設計されるかと思われます。設計資料は、詳細設計時に提供していただけるものと考えてよろしいですか？	詳細設計時に事業者が各電線管理者に調整を行い、連系・引込を考慮した管路・特殊部設計を行います。 連係、引込管の設計は各入構企業が実施します。
5	実施方針	3	第1	1	(5) 特定事業の概要	事業者で施工しない部分の維持管理をご指示いただくものとされております。この場合、PFI事業者以外の施工者が施工した部分について、維持管理を実施するものと考えてよろしいですか？	ご理解の通りです。
6	実施方針	2	第1	1	(5)② 特定事業の業務内容	イ 工事業務 「a. 既存支障施設の移設」とありますが、道路構造物及び道路附属物以外の施設（例えば、ライフライン企業（電気、上下水等）関わる移設設備など）がある場合は、本事業の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	実施方針	2	第1	1	(5)② 特定事業の業務内容	道路附属物として照明を撤去した場合、仮設照明など機能維持が必要と考えますが、そのような費用についても入札公告時の予定価格に計上されているとの理解でよろしいでしょうか。	計上しておりません。必要に応じ別途協議願います。

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
8	実施方針	3/ 31	第 1/ 別 紙6	1	(5) ③/ 共 通	特定事業の対象範囲 / リスク分担表	特定事業が対象とする項目（○×表）で、下り線（西側）における工事業務、工事監理業務については、別途工事と理解しました。この別途工事の工期設定により、道路規制条件や地域住民感情等に影響すると考えます。上下線での同時期での施工は無いものとの理解でよろしいでしょうか。 その際、別途工事（下り線）は、国の関連業務に関するリスクに該当するとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、下り線（西側）の工事工程は、決まっています。 後段について、下り線（西側）の別途工事は、国が負担するリスクに該当します。
9	実施方針	3	第1	1	(7)	事業期間	「本事業の事業期間は、中部地方整備局と特定事業を実施する民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和35年3月末までの約30年間で予定する」とありますが、事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能である。また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長される理解でよろしいでしょうか。	前段について、詳細は入札公告時に示します。 後段について、事業期間の延長は事業者と別途協議の上、決定します。
10	実施方針	3	第1	1	(9)	特定事業を実施する民間事業者への支払い	令和34年度までの間の物価上昇による、材料費・労務費・機械費・油脂等々の費用は「国土交通省のスライド条項」で設計変更の対象になるのでしょうか。	詳細は、入札公告時に示します。
11	実施方針	10	第1	6	(1)	応募者の構成	⑥において、応募グループの場合は、同一の者又は相互に資本関係若しくは人的関係において関連あるものが、工事業務のうちa, bの業務と工事監理業務を兼務してはならないと理解しました。したがって、応募グループ内の企業で、資本関係若しくは人的関係において関連が無い場合は、応募グループ内の企業で構成することに問題はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	実施方針	15	第2	5	(4)	工事企業の参加資格要件	配置する技術者について、工事期間が長期のため、途中交代は可能と考えてよろしいですか？	事業契約締結後において、やむを得ない理由（死亡、病気、出産、育児、介護、退職等）がある場合、協議のうえ、配置予定技術者と同等以上の者に変更することができます。

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
13	実施方針	15	第2	6	(5)	工事監理企業の参加資格要件	①「平成20年4月1日以降に元請けとして、同種工事（（4）②で掲げる工事）の工事監督支援、又は、大規模な土木工事を行う公益民間企業自ら工事監督を行った実績を有すること」とありますが、「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督する業務」を「工事監督支援業務」と理解してよろしいでしょうか。または、公益民間企業である電気通信会社からの電線類地中化工事の工事監理業務も「発注者支援業務」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	実施方針	15	第2	6	(6)	維持監理企業の参加資格要件	②「平成25年4月1日から令和5年3月31日までに完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること」とありますが、道路舗装の路面性状調査も本実績と見なされると理解してよろしいでしょうか。なお、上記業務についてテクリス登録の業務分野は「道路」、業務段階は「道路」「維持管理」「変状調査」です。	ご理解のとおりです。
15	実施方針	21	第6	3		金融機関等との協議	契約時に工事監理企業及び工事施工企業それぞれで金融機関との契約保証は必要でしょうか。	詳細は、入札公告時に示します。
16	実施方針	27	別紙2			事業対象区域図	予備設計未実施区間について、詳細設計に含むとされておりますが、配線計画図は提供していただけるものと考えてよろしいですか？	詳細設計時に事業者が各電線管理者に調整を行い入 手願います。
17	実施方針	29	別紙4			■横断図（横断部）	吹き出し「本事業（管路部・特殊部・横断部）②工 事業務：電線共同溝、歩道、道路附属物」とあり、 横断図上り線は車道部がハッチングされています。 実施方針P.3では上り線の工事業務は歩道及び車道 が「○」、横断部は「×」になっていますが、誤記 という理解でよろしいでしょうか。	実施方針別紙4は、横断図に示す通り、工事業務・ 工事監理業務の対象範囲が上り線（東側）の電線共 同溝・歩道・道路附属物・車道が対象範囲であるこ とを示しています。 なお、別紙4の吹き出し部は、「②工事業務・工事 監理業務：電線共同溝、歩道、道路附属物、車道」 に修正します。
18	実施方針	32	別紙6		16	リスク分担表	「事業費の減額を目的とした」との記載ありますが 、長期のPFI 事業であるため、実施済みの部分ま で影響が及ぶことはない（遡及されない）との理解 でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、法令の改正等により 必要により協議を行う場合があります。

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
19	実施方針	32	別紙6		20	リスク分担表	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状況についてご教示願います。	住民等への事前説明は行っていません
20	実施方針	32	別紙6		28	リスク分担表	「設計図書の瑕疵リスク」について、入札段階で示される数量と詳細設計完了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、事業者の帰責とならないため設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	設計変更になるものについては、協議により対応致します。
21	実施方針	33	別紙6		42	リスク分担表	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分引渡しも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	部分引渡しは考えておりません。
22	実施方針	33	別紙6		44	リスク分担表	物価上昇リスクの説明に「著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合」とありますが、著しくとはどの程度の変動のことでしょうか、基準等をご教示ください。	国との協議により決定することを想定しております。
23	実施方針	33	別紙6		44	リスク分担表	物価上昇リスクの説明に「国と協議を行うことができる」とありますが、説明欄の記載にもありますように「特殊な要因又は予想することができない特別な事情による場合」とは、具体的にどのような場合でしょうか、ご教示ください。	国との協議により決定することを想定しております。
24	実施方針	34	別紙6		60	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	詳細は、入札公告時に示します。
25	実施方針	34	別紙6		61	リスク分担表	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、参考までに法令変更に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	詳細は、入札公告時に示します。

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
26	要求水準書 (案)	2	第1	6		事業の概要	道路付属物（道路照明等）が整備対象となっていますが、照明を途切れさせないようにするため、旧照明柱の撤去時期は新照明柱に入線後（維持管理期間）になると思われます。 その場合の撤去費用については、維持管理業務内での設計変更対応との理解でよろしいでしょうか。	撤去が必要な場合は工事業務期間中に撤去できるように計画願います。 撤去費用については協議願います。
27	要求水準書 (案)	2	第1	6		事業の概要	「引込管、連系管路については、設計業務及び維持管理業務に含むが、工事業務及び工事監理業務には含まない」とありますが、設計は本事業に含まれ、引込設備の設計は本事業の対象外と考えてよいでしょうか。また、引込設備の設計費用は、占用企業側が負担することとなりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書 (案)	2	第1	6		事業の概要	事業概要として、道路付属物（道路照明等）とありますが、照明の支柱や基礎、構造計算、制御盤等を含む内容も設計として実施となりますでしょうか。また、「等」には何が含まれますでしょうか。	前段について、電線共同溝工事に伴い撤去、復旧工事を行う必要がある場合は設計業務の対象になります。 後段について、電線共同溝工事に伴い撤去、復旧工事を行う必要が生じる道路付属物（街渠、防護柵、舗装、情報ボックスなど）が含まれます。
29	要求水準書 (案)	2	第1	7	(2)	工事業務	(ア) 「既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務」について、情報ボックスや水道など移設対象施設の、移設補償費支払いが必要になる工事は本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。 もし、含まれる場合は実績支払い額応じて設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	移設補償費支払いの対象となる工事は、本事業に含まれません。
30	要求水準書 (案)	2	第1	7	(2)	工事業務	(ア) 「既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務」について、県警設備である信号・感知器、管路の移設が発生した場合も本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	当初発注時においては、信号の移設・解体撤去・復旧に係る設計は事業者が行い、移設工事は交通管理者が行うと考えております。
31	要求水準書 (案)	3	第1	7	(5)	事業期間	(ア) 設計業務・工事業務において、上限10年とありますが、当初予定から大幅な工法変更等が必要となった場合において、上限10年を超える場合は「14要求水準の変更」対象としていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	大幅な工法変更などを理由に(ア) 設計業務・工事業務期間である上限10年を変更することはできません。

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
32	要求水準書 (案)	10	第2	I-17		試掘及び埋設物探査	試掘調査が「調査業務」に含まれておりますが、試掘に関する計画・管理を「設計企業」が担い、工事は「工事企業」が担うことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書 (案)	10	第2	I-17		試掘及び埋設物探査	試掘調査及び非破壊の埋設物探査について、埋設物管理者及び中部地方整備局に立会いを求め予定箇所の詳細をマーキングしていただけるという理解でよろしいでしょうか。	予定箇所のマーキングが必要と考えるのであれば、事業者にて対応下さい。
34	要求水準書 (案)	10	第2	I	17	試掘及び埋設物探査	「埋設物探査器は中部地方整備局から貸与するものとする」とありますが、指定された貸与機器のみでの探査となり、提案等による調査方法・機器での調査は不可能ということでしょうか。	貸与機器を使用することを標準としていますが、提案等による調査方法・機器での調査を妨げるものではありません。
35	要求水準書 (案)	13	第2	Ⅱ-4	(2)	CIMモデルの活用	「②については原則として実施する」とありますが、②の記載がありません。誤記という理解でよろしいでしょうか。	「ただし、(イ)については、原則として実施する。」に修正します。
36	要求水準書 (案)	13	第2	Ⅱ	4	BIM/CIM活用業務の実施	(2)「ただし②については原則として実施する」とありますが、②はどこに記載されているか、何を実施するのか、御教示願います。 P47 工事業務も同様です。	「ただし、(イ)については、原則として実施する。」に修正します。
37	要求水準書 (案)	13	第2	Ⅱ	4	BIM/CIM活用業務の実施	(2)CIMモデルの活用において、設計業務と工事業務で、ほぼ同じ項目からの実施項目を抽出するように記載されています。また、BIM/CIM実施計画書についても、それぞれの業務毎に作成し、それぞれの業務毎にBIM/CIM実施報告書としてCIMモデルとともに納品することとなっています。設計業務、工事業務、維持管理業務を通じての活用ではなく、各業務毎での活用業務の実施との理解でよろしいでしょうか。	BIM/CIMはⅡ.2.(1)に記載のとおり、維持管理業務を含む建設生産・管理システム全体の最適化を図る取組となっております。 なお、それぞれの業務毎に作成した成果は納品の対象となります。
38	要求水準書 (案)	13/ 47	第2/ 第3	Ⅱ/ Ⅱ	4/ 4	BIM/CIM活用業務の実施	電線共同溝工事におけるBIM/CIM活用事例があれば、御教示願います。	国土交通省HP「令和4年度 第1回 無電柱化推進のあり方検討委員会 配付資料」の資料6 P3を参照願います。 https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/chicyuka/doc15.html

No.	資料名	頁	項 目				質問内容	回答
39	要求水準書 (案)	13	第2	Ⅱ	4	BIM/CIM活用業務の実施	設計対象構造物以外で、既設構造物を地中レーダー等で位置探査し、それを3Dモデル化し、設計業務や施工業務に活用することは、本項の活用業務に該当するとの理解でよろしいでしょうか。 また、活用業務となる場合、発生する費用は設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
40	要求水準書 (案)	13	第2	Ⅱ	4(1)	CIMモデルの作成・更新	上流工程から渡される成果品は、3Dモデル化されているとの理解でよろしいでしょうか。	3Dモデル化されていません。
41	要求水準書 (案)	13	第2	Ⅱ	4(1)		「上流工程から受け渡された成果品、CIMモデル（測量データ、地形データ、地質・土質モデル、線形データ、上流工程で作成・更新した構造物、土工形状の3次元モデル、統合モデル等）等を用いて」とありますが、調査段階等の上流工程のBIM/CIMモデルはございますでしょうか。（例えば、電線共同溝予備設計業務成果、地質調査業務成果でのBIM/CIMの成果品）	上流工程のBIM/CIMモデルはございません。
42	要求水準書 (案)	13	第2	Ⅱ	4(1)	CIM モデルの作成・更新	本業務は、BIM/CIM活用業務（発注者指定型）であることから、3次元の現地地形測量を必要になると考えています。事業者側のBIM/CIM活用提案の内容を踏まえて発注者と協議の上、対応内容を契約変更できると考えて良いでしょうか。	ご理解の通りです。
43	要求水準書 (案)	14	第2	Ⅱ-6	(2)	BIM/CIM 活用業務の費用について	「BIM/CIM 実施計画書」に基づいた見積書の提出を求め、妥当性を確認したうえで計上する」とありますが、入札公告時の予定価格には計上されていないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
44	要求水準書 (案)	15	第2	Ⅲ-5		支障物件等調査	「支障物件の抽出と移転計画を立案すること」とありますが、予備設計の段階で、明確になっている支障物件があれば提示ください。また支障物件に関して、予備設計会社担当者との打合せ・情報共有等は可能でしょうか。	前段について、予備設計の成果（設計図書等の閲覧対象）をご確認ください。 後段について、必要に応じて発注者と協議願います。

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
45	要求水準書 (案)	15	第2	Ⅲ	5	支障物件等調査	「電線共同溝の設置位置と影響範囲を現地確認した上で、必要に応じて、支障物件の抽出と移転計画を立案する」とありますが、既設占用物の支障移転が必要になった場合、支障移転の詳細設計を実施することを要求していると考えてよいでしょうか。本事業で詳細設計を実施する場合、現時点で支障移転の詳細設計数量を確定することができないため、支障移転詳細設計は契約変更の対象になると考えて良いでしょうか。	各占用企業の占用物の支障移転は、中部地方整備局・事業者・占用企業で方針を調整した上で、事業者にて移転計画を作成することとしております。なお、支障移転詳細設計については、各占用企業が行います。
46	要求水準書 (案)	16	第2	Ⅲ-6		家屋調査、地下水（井戸水）調査等	家屋調査は今回の事業対象区域全体に実施するという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて実施することとなります。
47	要求水準書 (案)	16	第2	Ⅲ-10		道路照明等の計画調整	「必要に応じて事業者が詳細設計を行うものとする」とありますが、詳細設計の追加実施は設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
48	要求水準書 (案)	16	第2	Ⅲ	10	道路照明等の計画調整	「道路照明等の計画については、中部地方整備局が交差道路の道路管理者及び所轄警察署と調整を行うものとする」とありますが、照明の位置・形式・形態は発注者から指定されるのでしょうか。もしくは、本業務内で検討して決定することとなりますでしょうか。更に本業務で決定する場合は、検討内容を契約変更すると考えて良いでしょうか。	必要に応じて事業者に詳細設計について指示いたします。なお、指示した場合は契約変更の対象とします。
49	要求水準書 (案)	18	第3	I	2	業務の条件	国道41号や周辺道路について、将来計画（拡幅等）がございましたでしょうか。	現時点ではございません。
50	要求水準書 (案)	24	第3	11	(1)	施工時期及び施工時間の変更	説明会時に、昼間施工が可能となる箇所がある場合は、要求水準書の変更を協議することで変更できるとのことでありましたが、車道・歩道に関わらず、昼間の規制時間帯は、9：00～17：00と考えて宜しいですか？	昼間の規制時間帯については協議願います。
51	要求水準書 (案)	24	第3	11	(2)	施工時期及び施工時間の変更	規制区間について車道規制の場合、ある一定距離を空けて規制するなどの制約がなく、複数班による施工が可能であると考えてよろしいですか？	交通規制の詳細については、設計・工事段階で協議願います。

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
52	要求水準書 (案)	24	第3	11		施工時期及び施工時間の変更	国交省において、週休2日制（4週8閉所）を推奨しておられるとの認識です。この項において、記載はありませんが、本事業についても、週休2日制を推奨されているものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 詳細は、入札公告時に示します。
53	要求水準書 (案)	24	第3	11	(1)	施工時期及び施工時間の変更	施工時間は、原則、夜間施工（20：00～5：00）と理解しました。ただし、長期間にわたり全て夜間工事の場合、労働者の確保が難しくなることや、労働者の作業環境が昼間に比べ過酷になることも想定されます。 施工場所等によって、昼間施工が可能な場所については、昼間作業に変更するとの協議に応じて頂くことは可能でしょうか。	施工時間の詳細については、設計・工事段階で協議願います。
54	要求水準書 (案)	24	第3	I	11	施工時期及び施工時間の変更	雨休率は作業ができない日数も見込んだ係数と理解しました。気候変動などの影響により、長期間にわたり施工不可となった場合などは、不可抗力リスクとして認めて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力となるかは生じた事象を事後的に勘案して判断することになりますので、協議により対応致します。
55	要求水準書 (案)	24	第3	I	11	施工時期及び施工時間の変更	施工時間（20：00～5：00）の場合、アスファルト合材プラント工場の稼働状況にもよりますが、昼間作業と比べ価格等も変わってきますが、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	発注時点から夜間単価で計上しておりますので施工時間が変わらない限り設計変更対象とはなりません。
56	要求水準書 (案)	25	第3	11	(5)	工事工程の共有	1月、2月などの降雪等による工事中断期間が継続した場合、電線共同溝工事の進捗が事業予定に影響します。また、天候を見通して事前の進捗ペースアップも考えられます。PFI事業者が実施する電線共同溝の進捗は、連系管・引込管の同調工事の進捗（委託契約契約の範囲）に影響されないものと考えて宜しいですか？	同調工事との工程調整は必要になります。
57	要求水準書 (案)	45	第3	I-31		本事業で整備する施設の所有権移転業務	事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能であるという理解でよろしいでしょうか。 また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長されるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合の対応については、協議により決定します。

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
58	要求水準書 (案)	51	第4	I -1	(1)	一般事項	「事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること」とありますが、段階確認・材料確認を遠隔臨場で実施することは可能でしょうか。 可能な場合、当初契約には計上せず実施内容を協議後に設計変更で計上するという理解でよろしいでしょうか。	確認及び検査の方法については任意であり、指定するものではありません。
59	要求水準書 (案)	52	第5	I -1	(2)	一般事項	「調整マネジメント業務（維持管理段階）」には、水道工事やガス工事等の近接施工による立会も含まれているという理解でよろしいでしょうか。 また、近接施工により立会をした場合、費用は設計変更で計上するという理解でよろしいでしょうか。	前段については、調整マネジメント業務（維持管理段階）には、水道、ガス工事等の近接施工による立会も含まれます。 後段については、当該費用は協議の上、必要と認められた場合は設計変更の対象とします。
60	要求水準書 (案)	59	第5	4	(3)	維持管理業務	抜柱は、施設完成の2年後を目途に完了することとされております。この間は、入線がない状態で、構築した目的物の維持管理を実施するものと考えてよろしいですか？	維持管理については、本施設の完成・引渡し後からとなります。

国道41号高山地区電線共同溝PFI事業 実施方針等に関する意見回答

No.	資料名	頁	項 目			意見内容	回答
1	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称 以下の項目を含め、その他事業対象項目がある場合、入札公告時に詳細な施工方法・規格・数量等の提示をお願いします。 ・道路（車道、歩道） ・道路附属物（道路照明）	詳細は、入札公告時に示します。
2	実施方針	3	第1	1	(9)	民間事業者への支払い ①「中部地方整備局への所有権移転後、令和16年度から令和34年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。また、発注者も割賦払い期間が長期にわたることで割賦手数料総額が増加することから、割賦払い期間は施設整備期間と同期間（10年）を要望します。10年とする理由は、PFI事業の目的の一つである「行政予算の平準化」は施設整備期間内での平準化でも果たせるためです。	実施方針のとおり令和16年度から令和34年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払います。
3	実施方針	4	第1	1	(9)	特定事業を実施する民間事業者への支払い ①「中部地方整備局への所有権移転後、令和16年度から令和34年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う」とありますが、設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、国への所有権移転を前倒しした場合は、事業期間を前倒しするようご検討お願い致します。	実施方針のとおり令和16年度から令和34年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払いを行いますので、事業期間の前倒しは考えておりません。
4	実施方針	6	第2	2	(1)	入札公告 予備設計未実施区間について、入札公告時に予定価格算出根拠の提示をお願いします。	詳細は、入札公告時に示します。
5	実施方針	15	第2	6	(6)	維持管理企業の参加資格要件 ②「平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること」とありますが、公益民間事業者が道路に占有している地下構造物の維持管理についても本実績と見なすようお願いいたします。	実施方針に記載のとおりとします。

No.	資料名	頁	項 目			意見内容	回答	
6	実施方針	21	第6	2	(1) (2) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	中部地方整備局が賠償請求される (2) ③には、「なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、中部地方整備局と事業者が協議して定めるものとする」とありますが、中部地方整備局が賠償請求する (1) ④も「中部地方整備局と事業者が協議して定めるものとする」に変更願います。	実施方針に記載のとおりとします。	
7	実施方針	31	別紙6		5, 6	リスク分担表	「事業契約締結後、特定の時期（施設の完成引渡日以前）に金利を入札時のものから改訂し、確定することを予定している」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘る P F I 事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。20年後の金利は予測不可能であり、金利の確定日以降の大幅な変動によって、発注者又は事業者に損得が発生する可能性があります。金利の適正支払いのために、維持管理期間の途中段階でも大幅な金利変動があった場合は、金利の見直しを行うようご検討をお願い致します。	ご意見として承ります。詳細は、入札公告時に示します。
8	実施方針	31	別紙6		6	リスク分担表	「基準金利の確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加」について事業者のみがリスクの負担者と記載されていますが、事業者と国とが双方で対処すべき問題であるため国も負担者であると記載願います。	ご意見として承ります。詳細は、入札公告時に示します。
9	実施方針	31	別紙6		11	リスク分担表	「ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする」とありますが、契約を解除されたことに伴う事業者が被る損失の補填について、国と事業者が協議できるよう願います。	詳細は、入札公告時に示します。
10	実施方針	31	別紙6		12	リスク分担表	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。増加費用については、設計変更協議の対象とするよう願います。	法令変更は、原案のとおりであり、不可抗力として位置づけるものではありません。 また、法令変更に伴う、リスク分担表・No11の記載内容に該当する場合は、協議により対応いたします。

No.	資料名	頁	項 目			意見内容	回答
11	実施方針	32	別紙6	21	リスク分担表	「施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」については事業者にのみ「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可抗力による住民反対運動が起こる可能性があるため、国側にも「○」を記載し、協議の対象とするよう願います。	仕様については、事業者が詳細設計において確定するため、それに基づいた施工及び管理に関する住民の反対運動については、事業者負担としております。
12	実施方針	32	別紙6	32	リスク分担表	「国の帰責事由以外により」を「事業者の帰責事由により」に変更お願いします。また、次番号に「上記以外の近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用」を追加いただき、負担者は国、事業者の双方に「○」を記載するようお願いいたします。	原案のとおりとします。
13	実施方針	33	別紙6	48	リスク分担表	「国の帰責事由以外により」を「事業者の帰責事由により」に変更お願いします。また、次番号に「上記以外の維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害」を追加いただき、負担者は国、事業者の双方に「○」を記載するようお願いいたします。	原案のとおりとします。
14	実施方針	34	別紙6	60	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力により生じる費用は、全額、国の負担と考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。	原案のとおりとします。
15	実施方針	34	別紙6	61	リスク分担表	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。	原案のとおりとします。
16	要求水準書 (案)	4	第1	12	関係者協議会等の設置	関係者協議会は、中部地方整備局と事業者により構成することになりますが、岐阜県警、高山市および占用事業者も参加するよう要望します。 本事業を円滑に進めるためには行政及び占用事業者の協力が不可欠と考えるためです。	ご意見として承ります。 詳細は、設計段階の協議により決定します。

No.	資料名	頁	項 目			意見内容	回答
17	要求水準書 (案)	12	第2	Ⅱ-1		BIM/CIMを実施するためには、現況測量を地上レーザー測量・点群測量で実施する必要があると思われます。地上レーザー測量・点群測量のデータの貸与をお願いします。また、測量が未実施である場合は、本事業の中で設計変更にて対応をお願いします。	前段について、現段階で該当するデータはありません。後段について、当該測量が未実施の場合は、設計変更の協議を行う予定です。
18	要求水準書 (案)	49	第3	Ⅲ-4		地元に対する工事説明会	当該区間ですでに実施した内容を開示していただくよう願います。
19	その他	-	-	-		-	他の電線共同溝PFI事業においては国債金利を採用していますが、事業者は利率が高い民間金融機関からの借入が必要となります。民間金融機関で採用されている一般的な金利（例：長期プライムレート）を基に基準金利を確定していただくようご検討お願い致します。
20	その他	-	-	-		積算	高山地区は交通誘導員が少ないエリアで、不足する要員を他エリアから充当せざるを得ない場合は、宿泊費用等の掛かる費用を協議対象として頂きたいと思います。
21	その他	-	-	-		-	通信管路材は陶管となっていますが、設計業務における管種の検討(新材料含む)により施工性、経済性等がより優れていると評価される場合は、管種の変更を協議対象としていただきたいと思います。